

選挙啓発素材制作等業務 仕様書

1 業務の名称

選挙啓発素材制作等業務

2 業務の目的

近年、投票率は下降傾向にあり、特に高齢者層に対して、20代以下の若年層の投票率が低い傾向にあることから、若年層に向けた選挙啓発をより積極的に行っていくことが求められており、選挙時の短い期間だけではなく、選挙期間以外においても若年層に対する啓発を推進し、投票意欲の喚起や投票に対する心理的ハードルの解消に向けた継続的な取り組みを行っていくことが重要である

本業務は、上記の課題を踏まえて、若年層への選挙啓発を効果的に行うための選挙啓発素材の作成等を目的とする。

3 契約履行期間

契約締結日から令和6年3月29日（金）までとする。

4 業務内容

受託者は、「2 業務の目的」を達成できるよう、下記のとおり、業務を実施すること。詳細の業務内容は企画提案の結果を受けて、札幌市選挙管理委員会（以下「委託者」という。）と受託者で協議し、調整するものとする。

また、受託者は、下記項目に係る一切（企画、制作、運営、連絡調整及び費用の支払い等）を業務範囲として行うものとする。

(1) 啓発マンガの制作

ア 概要

委託者が指定する下記イに示す3テーマについて、高校生から20代までの全ての方をターゲットとしたWEB公開等で利用するマンガ（電子データ）を制作することとし、この啓発素材の内容について、それぞれ提案すること。

イ マンガのテーマ

- ① 選挙に行こう！
- ② 誰に投票すればいいの？
- ③ 引っ越した後はどうやって投票するの？

ウ マンガの構成

- ・ 4色カラーとすること。
- ・ 各マンガにはタイトルを付けること。ただし、提案においてタイトルは必須としない。
- ・ 1テーマにつき、「マンガ+マンガのテーマの要旨（概要）」で構成するもの

とし、マンガのコマ数は8～10コマ程度、ページ数はA4判1～2ページ程度にまとめること（別紙1を参照）。

エ マンガの用途

- ・ 札幌市選挙管理委員会ホームページでの公開
- ・ 選挙時や出前講座において、紙に印刷して配布
- ・ 市内小学校、中学校、高校にデータを提供し、必要に応じて授業等での活用を依頼

オ 納品形式

PDF形式のデータ及び編集可能な作成データ（AIデータ等）を電子媒体（CD-R等）で提出すること。なお、データ作成等にかかる費用は受注者側の負担とする。

カ 納入期限

令和6年3月15日

キ 留意事項

- ・ 提案にあたっては、マンガの各テーマそれぞれについて、舞台設定、登場人物、あらすじやイラストのタッチについて、分かりやすく示すこと。なお、プロットやネームの使用については任意とする。
- ・ ターゲットを高校生から20代までの全ての方と想定していることを踏まえて、マンガのストーリーやイラストのタッチを考慮すること。また、小学生や中学生が見ても理解できる内容とすること。
- ・ 校正は3回以上行うこととする。また、校正原稿作成前には、プロットやネーム等を作成し、ストーリーやイラスト、セリフ等について、委託者と受託者で協議を行うものとする。
- ・ 各テーマの概要については、別紙2を参照すること。
- ・ 選挙が執行される際には、マンガを利用して啓発動画やチラシを作成することを想定していることから、受託者は、制作物の制作者等著作権の知的財産権を有する者とこれに係る権利関係についても調整をすること（利用期間は、制作物の納品から令和9年3月31日まで）。なお、動画及びチラシ作成にあたり、ストーリーやイラストの改変は行わない。

(2) 「選挙のめいすいくんシール」の制作

ア 概要

幼児から小学生を主なターゲットとした啓発用シール及び付録を制作することとし、この啓発素材の内容について提案すること。

イ デザイン

(ア) シール

- ・ 4色カラーとすること。ただし、特定の政党を連想させる色をシールや用紙のメインカラーとして使用しないよう注意すること。
- ・ 明るい選挙イメージキャラクター「選挙のめいすいくん」を用いたデザインをメインとするが、補助的なデザイン（例：投票用紙や投票箱など）を加

えることは可とする。

- ・ 制作にあたり、委託者から明るい選挙イメージキャラクター「選挙のめいすいくん」の画像データ（別紙3参照）を提供可能である。なお、受託者において、新しくデザインを作成しても差し支えないが、「選挙のめいすいくん」のイメージを損なうものでないこと。また、必要に応じ公財）明るい選挙推進協会等の関係団体と調整を行うこと。
- ・ シール台紙には「選挙のめいすいくん」のテキストを含んだタイトルを挿入すること。

(イ) 付録

- ・ シールを貼って楽しむことができるもの（例：シートやシール帳など）とする。
- ・ 制作したシールを貼って遊ぶことで、選挙や投票について、簡単に学ぶことができる内容のものを歓迎する。
- ・ 付録中に「選挙のめいすいくん」のテキストを含んだタイトルを挿入すること。

ウ 規格等

(ア) シール

- ・ シールの用紙サイズはB5判からB6判程度とする。なお、用紙の形状は問わない。
- ・ シールの切り抜き枚数は12枚以上とする。シールの切り抜き枚数のうち、半数以上は「選挙のめいすいくん」のデザインが使用されたものであること。
- ・ シール1つあたりのサイズは問わないが、幼児から小学生を対象としていることから、小さくなりすぎないように配慮すること。
- ・ シールの材質や、シールの切り抜きの形状は問わないが、ターゲットとしている幼児から小学生の興味を引くような工夫を歓迎する。

(イ) 付録

- ・ サイズはB5判程度とする（折りたたむことにより、B5サイズ以下とすることができる場合を除く）。

エ 制作枚数

- | | |
|---------|----------|
| (ア) シール | 10,000 枚 |
| (イ) 付録 | 10,000 個 |

オ 納入期限

令和6年3月15日

カ 留意事項

- ・ 提案にあたっては、シール及び付録のデザイン、規格（サイズ、材質等）について、分かりやすく示すこと。
- ・ シールと付録は、別々に納品して差し支えない（PP袋への封入等は要しない）。

- ・ 制作するシール・付録の PDF 形式のデータ及び編集可能な作成データ（AI データ等）を電子媒体（CD-R 等）で納品すること。なお、データ作成等にかかる費用は受注者側の負担とする。
- ・ 選挙が執行される際には、納品されたデータに選挙名や執行日を追記した上で、追加でシールを作成することを想定していることから、受託者は、制作物の制作者等著作権の知的財産権を有する者とこれに係る権利関係についても調整をすること（期間は、制作物の納品から令和 9 年 3 月 31 日まで）。

(3) 大学生に対する啓発の実施

ア 概要

大学生に対して投票参加を促すことを目的とした啓発を実施することとし、この内容について提案すること。

イ 提案内容について

- ・ 動画やリーフレットの制作や、啓発イベントの実施等、啓発の手法は問わないものとする。
- ・ ターゲットである大学生のライフスタイル等を踏まえて、投票参加について大学生が自分ごととして考えることができる内容を歓迎する。

ウ 留意事項

- ・ 提案にあたっては、制作物や企画の内容、規模、デザイン、規格、納品方法等について、詳細かつわかりやすく示すこと。
- ・ 動画やリーフレット等を制作する場合、制作物については令和 6 年度以降も使用するものとする。なお、用途については委託者と受託者で協議するものとし、必要に応じて、制作物の制作者等著作権の知的財産権を有する者と用途に係る権利関係についても調整をすること。
- ・ 動画やリーフレット等を制作する場合には、作成データについても納品すること。

(4) その他啓発物の啓発効果を高める提案について

上記(1)~(2)の制作にあたり、仕様書の各要件を満たした上で、仕様書に定めがない部分について、各制作物の啓発効果をより高めることができる創意工夫ある提案は妨げない。

5 権利関係

- (1) 業務の履行にあたり、疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議により処理する。
- (2) この仕様書に定めのない事項は、委託者及び受託者で協議の上、決定すること。
- (3) 受託者は関係法令を遵守し、誠実に業務を遂行すること。
- (4) 委託者又は委託者の関係者から提供を受けた資料等は、本業務にのみ使用するものとする。ただし、第三者に提供する場合であらかじめ委託者の承諾を得たものについては、この限りではない。

- (5) 本業務の遂行にあたり、必要がある場合は相互調整のため打ち合わせを行うものとする。
 - (6) 本業務の遂行に伴う打ち合わせ、資料、計画等の内容については、外部に漏洩しないこと。なお、本契約が終了し、また解除された後においても同様とする。
 - (7) 受託者は、本業務の遂行にあたり、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないことを保証すること。第三者から成果物に関して権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者の費用および責任において解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
 - (8) 受託者は、成果物の納入、検査合格後、本業務の成果物に関連する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を、直ちに無償で委託者に譲渡するものとする。委託者は、著作権法第 20 条（同一性保持権）第 2 項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとする。
 - (9) 受託者は、成果物に関する著作者人格権を、札幌市または札幌市が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- 6 受託者は、本業務を履行するにあたって、個人情報を取り扱う場合は、「個人情報の保護に関する法律」及び「個人情報取扱安全管理基準（別紙 4）」を遵守するとともに、個人情報の取扱状況について委託者に報告すること。なお、詳細については、別途指示することとする。
- 7 環境への配慮について
- 本業務においては、委託者が運用する環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。
- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
 - (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
 - (3) レスパーパーを徹底するなど、紙の使用量を減らすように努めること。
 - (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
 - (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。
- 8 その他
- 制作物のデザインや配色については、札幌市が作成した「広報に関する色のガイドライン」（<https://www.city.sapporo.jp/koho/color/>）を参照し、誰にとっても見やすく、分かりやすいデザインとなるよう配慮すること。

9 本件に係る問い合わせ先

札幌市選挙管理委員会事務局選挙課 田中、森

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

電話：011-211-3247 F A X：011-211-3956

<マンガの構成について（例）>

～マンガのタイトル～

A 4 用紙

マンガ
(8～10コマ)

テーマの要旨

- -----
- -----
- -----

※ マンガ+テーマの要旨でA4判1～2ページ程度にまとめることとする。なお、マンガが2ページとなっても差し支えない。

○選挙に行こう！（選挙に行かないとどうなる!?）

<選挙とは...>

私たちの生活や社会をよりよくするため、意見を政治に反映させてくれる代表者を選ぶ仕組み。
私たちが政治に関わる最も基本的な手段。

<投票とは...>

最も基本的な政治への関わりとして、満18歳以上の全ての国民に保障されている権利であるとともに、社会の一員としての責任を果たすための行為。

<若年層の投票率について>

令和4年7月に執行された第26回参議院議員通常選挙において、30代以下の若年層はいずれも投票率が50%を下回っており、半数以上が投票に行っていない。近年、全国的に若年層の投票率や政治への関心が低い状況が顕著になっている。

<若年層が投票に行かない理由>

第26回参議院議員通常選挙後に18～29歳の若者を対象として実施された意識調査（※）では、投票に行かない理由として以下のような回答がなされている。

- ・選挙にあまり関心がない（48.1%）
- ・政党の政策や候補者の人物像など。違いがよくわからない（37.0%）
- ・仕事があった（33.3%）
- ・（仕事以外の）重要な用事があった（20.4%）
- ・適当な候補者も政党もなかった（18.5%）
- ・私一人が投票してもしなくても同じだから（13.0%）
- ・選挙によって政治は良くならないと思った（13.0%）

※公益財団法人明るい選挙推進協会が実施した「第26回参議院議員通常選挙全国意識調査」より引用

○選挙に行こう！（選挙に行かないとどうなる!?）

<若い人たちが投票に行かないとどうなる？>

- ・日本は少子高齢社会であり、高齢者に比べて若年層の人口が少ない。
- ・加えて、高齢者よりも若年層の投票率が低い状況となっている。



- ・若い人たちの意見が政治に反映されにくい
- ・若い人たちの意見を代表してくれる政治家が当選しにくい

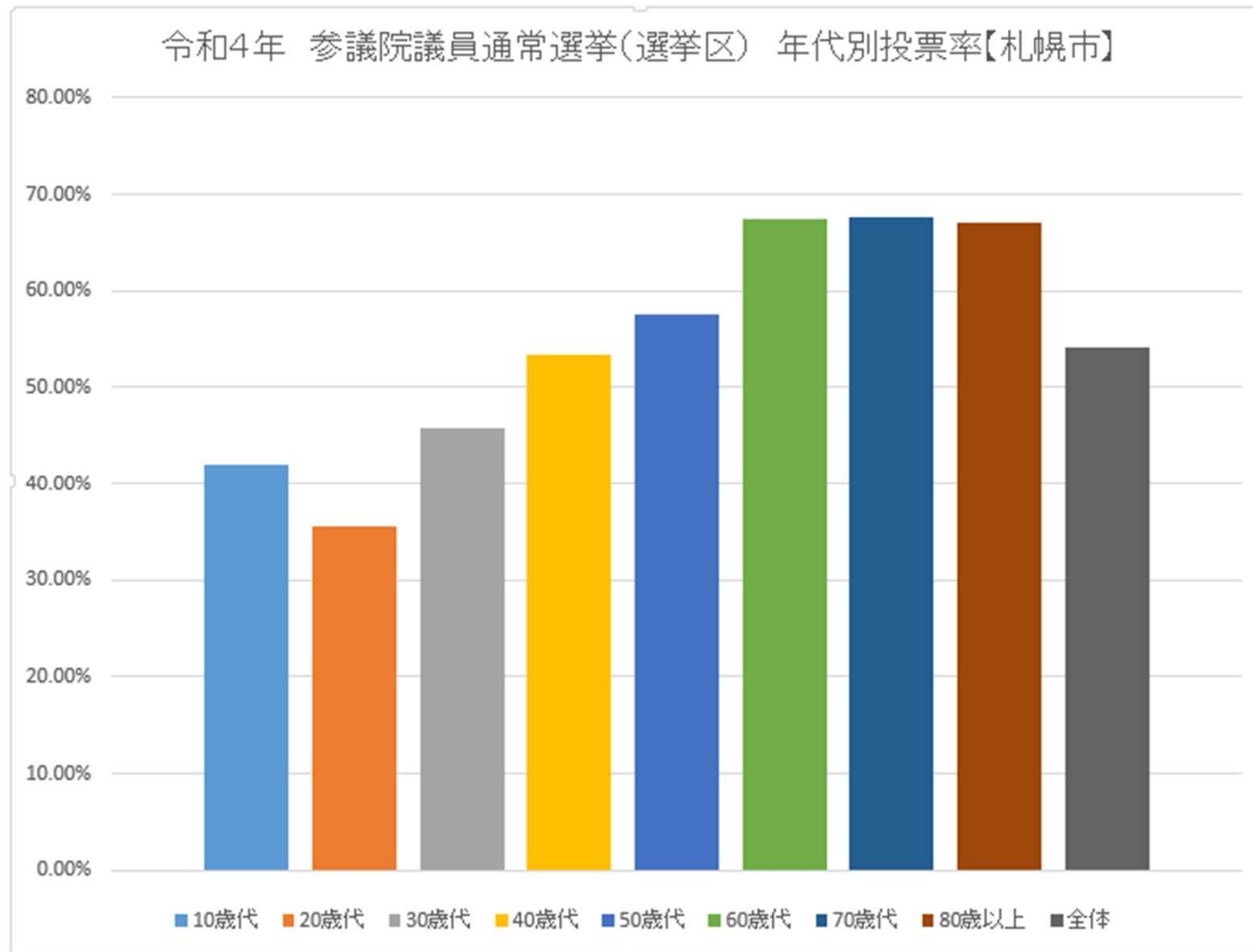


- ・教育や子育てなど、政治における若い人たち向けの政策の優先順位が低くなるかも・・・



- ・一人一人が投票することで自分たちの意見をしっかりと伝えることが大切

【参考】第26回参議院議員通常選挙（選挙区）年代別投票率（札幌市）



○誰に投票すればいいの？

第26回参議院議員通常選挙後に実施された意識調査において、「政党の政策や候補者の人物像など。違いがよくわからない」、「適当な候補者も政党もなかった」という回答がなされている。



誰（どの政党）に投票するかを決めるために、政党や政治家の主張の違いをどのようにしてしることができるか？



- ・新聞やテレビの報道
- ・政治家や政党のホームページやSNS
- ・政見放送
- ・選挙公報
- ・候補者のポスター（ポスター掲示場）
- ・街頭演説会
- ・公約集（マニフェスト）
- ・ポर्टマッチ（新聞社等がインターネット上で開設していて、質問に回答していくと、自分の考えに一番近い候補者や政党を示してくれるもの）



- ・様々な媒体から情報を得ることが可能。
- ・**まずは、自分の関心のあるテーマについて、政党や政治家の主張の違いを調べてみよう。**
- ・普段から意識して色々な意見や情報を調べて、自分で判断することが大切。

○引っ越した後はどうやって投票するの？

- ・進学や就職などで新住所に引っ越す。
- ・引っ越してから3か月以内は選挙人名簿登録（※）が引っ越し前の自治体にあるため、引っ越し前の自治体に行かないと投票ができない。



投票日や期日前投票期間中に引っ越し前の住所地に行くことができない。



投票は諦めないといけない？



不在者投票が可能！

【不在者投票の方法】

- ①旧住所地の選挙管理委員会に投票用紙など必要書類の請求。
- ②旧住所地の選挙管理委員会から投票用紙など必要書類が郵送される。
- ③②で送付された必要書類を新住所地の選挙管理委員会に持参して投票



- ・ **投票案内ハガキが届かない場合などは、まずは旧住所地の選挙管理委員会に連絡！**
- ・ 札幌市では投票用紙などの必要書類をオンラインから請求可能
- ・ 仕事や旅行で選挙日や期日前投票期間中、住民登録がある市区町村に滞在していない方も不在者投票が可能。
- ・ 投票用紙などの郵送に時間がかかる場合があるため、早めの手続きがおすすめ。

※有権者は選挙人名簿に登録されている自治体で投票を行う。

選挙人名簿の異動は、同一の市町村に引き続き3ヶ月以上住んでいることを要件として行われる。

基本ポーズ	バンザイ！	みんなの一票大切に
		

困ったな！	ヤッタネ！	ダメ！
		



V・ポーズ	見てね！	ガッツポーズ
		



見てね！	ななめ向き①	ななめ向き②
		



横向き	投票時間①	投票時間②
		

投票時間③	投票時間④	投票忘れずに！①
	<p>投票は 午前7時から 午後8時まで</p> 	<p>投票を忘れずに!</p> 



投票忘れずに！②	未来をつくるあなたの一票①	未来をつくるあなたの一票②
<p>大事な投票、忘れずに!</p> 	<p>未来をつくる あなたの一票大切に</p> 	<p>日本の未来をつくる あなたの一票</p> 



忘れずに投票してね	あなたの一票を大切に
<p>大切な1票、忘れず投票。</p> 	<p>みんなで投票。みんなで参加。 あなたの一票大切に</p> 

投票日のおでかけは、投票所経由で	政治への無関心は災難の始まり
<p>投票日のおでかけは、投票所経由で!</p> 	<p>1人くらい 投票しなくても いいんじゃない</p> <p>政治への無関心は 自分への災難の始まり!</p> 

投票することを誓います！	忘れずに投票してね①
<p>私たちがちゃんと投票することを誓います!</p> 	<p>忘れずに 投票してね</p> 

<p>忘れずに投票してね②</p>	<p>未来のためにみんなで投票</p>
	

<p>選挙のめいすいくんの 「お父さん」</p>	<p>選挙のめいすいくんの 「お母さん」</p>
	

<p>選挙のめいすいくんの妹 「メイちゃん」</p>	<p>選挙のめいすいくんの弟 「ただしくん」</p>
	

【別紙4】

個人情報取扱安全管理基準

1 個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順の策定

個人情報の適正な取扱いの確保について基本方針を策定していること。

また、以下の内容を記載した個人情報の保護に関する規程及び個人情報の取扱手順等が定められていること。

- (1) 組織的安全管理措置
- (2) 人的安全管理措置
- (3) 物理的安全管理措置
- (4) 技術的安全管理措置

※ 上記(1)～(4)の具体的内容については、個人情報保護委員会ホームページ

(<https://www.ppc.go.jp>)に掲載されている「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」の「4－3－1」の「安全管理措置（法第66条）」を御確認ください。

2 個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者の設置

個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者が定められており、基本方針、規程及び個人情報の取扱手順等に明記されていること。

3 従業員の指定、教育及び監督

- (1) 個人情報の秘密保持に関する事項が就業規則等に明記されていること。
- (2) 個人情報を取り扱う従業員を指定すること。
- (3) 個人情報の取扱い、情報システムの運用・管理・セキュリティ対策及びサイバーセキュリティの研修計画を策定し、従業員に対し毎年1回以上研修等を実施していること。また、個人情報を取り扱う従業員は、必ず1回以上研修等を受講している者としていること。
- (4) 総括保護管理者及び保護管理者は、従業員に対して必要かつ適切な監督を行うこと。

4 管理区域の設定及び安全管理措置の実施

(1) 個人情報を取り扱う管理区域を明確にし、当該区域に壁又は間仕切り等を設置すること。

【管理区域の例】

- ・ サーバ等の重要な情報システムを管理する区域
- ・ 個人情報を保管する区域
- ・ その他個人情報を取り扱う事務を実施する区域

(2) (1)で設定した管理区域について入室する権限を有する従業者を定めること。

また、入室に当たっては、用件の確認、入退室の記録、部外者についての識別化及び部外者が入室する場合は、管理者の立会い等の措置を講ずること。さらに、入退室の記録を保管していること。

(3) (1)で設定した管理区域について入室に係る認証機能を設定し、パスワード等の管理に関する定めを整備及びパスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずること。

(4) 外部からの不正な侵入に備え、施錠装置、警報措置及び監視装置の設置等の措置を講ずること。

(5) 管理区域では、許可された電子媒体又は機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずること。

5 セキュリティ強化のための管理策

情報資産の盗難、紛失、持出し、複写・複製、目的外の使用及び第三者への提供を防止するため以下の対策を実施していること。

(1) 個人情報の取扱いに使用する電子計算機等は、他のコンピュータと接続しない単独による設置又は当該業務に必要な機器のみと接続していること。また、インターネット及び当該業務を実施する施設外に接続するイントラネット等の他のネットワークに接続していないこと。ただし、本市の許可を得た場合はこの限りでない。

(2) 個人情報の取扱いにおいてサーバを使用している場合は、当該業務を実施する施設内に設置していること。また、サーバへのアクセス権限を有する従業者を定めること。さらに、部外者のアクセスは必要最小限とし、管理者の立会い等の措置を講ずること。ただし、本市の許可を得た場合はこの限りでない。

- (3) 個人情報の取扱いにおいて使用する電子計算機等は、アクセス権等を設定し、使用できる従業者を限定すること。また、アクセスログやログイン実績等から従業者の利用状況を記録し、保管していること。
- (4) 記録機能を有する機器の電子計算機等への接続制限について必要な措置を講ずること。
- (5) 本市が貸与する文書、電子媒体及び業務にて作成した電子データを取り扱う従業者を定めること。
- (6) 業務にて作成した電子データを保存するときは、暗号化又はパスワードにより秘匿すること。また、保存した電子データにアクセスできる従業者を限定するとともにアクセスログ等から従業者の利用状況を記録し、契約期間終了後、1年以上保管していること。
- (7) 本市が貸与する文書及び電子媒体は、施錠できる耐火金庫及び耐火キャビネット等にて保管すること。また、書類の持ち出し記録等を作成していること。
- (8) 個人情報の取扱いにおいて使用する電子計算機は、従業者が正当なアクセス権を有する者であることをユーザ ID、パスワード、磁気・IC カード又は生体情報等のいずれかにより識別し、認証していること。
- (9) 個人情報の取扱いにおいて使用する電子計算機は、セキュリティ対策ソフトウェア等（ウィルス対策ソフトウェア等）を導入していること。
- (10) 業務にて作成した電子データを削除した場合は、削除した記録を作成していること。また、削除したことについて証明書等により確認できる措置を講ずること。
- (11) 個人情報の取扱いにおいて使用する電子計算機等を廃棄する場合は、専用のデータ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊等により、復元不可能な手段を採用すること。
- (12) 本市の許可なく第三者に委託しないこと。

6 事件・事故における報告連絡体制

- (1) 従業者が取扱規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合の管理者への報告連絡体制を整備していること。
- (2) 情報の漏えい、滅失又は毀損等事案の発生又は兆候を把握した場合の従業者から管理者等への報告連絡体制を整備していること。

(3) 情報の漏えい、滅失又は毀損等事案が発生した際の本市及び関連団体への報告連絡体制を整備していること。併せて、事実関係の調査、原因の究明及び再発防止策の検討並びに決定等に係る体制及び手順等を整備していること。

7 情報資産の搬送及び持ち運ぶ際の保護体制

本市が貸与する文書、電子媒体及び左記書類等に基づき作成される電子データを持ち運ぶ場合は、施錠した搬送容器を使用すること。また、暗号化、パスワードによる保護、追跡可能な移送手段等により、破損、紛失、盗難等のないよう十分に配慮していること。

8 関係法令の遵守

個人情報の保護に係る関係法令を遵守するために、必要な体制を備えていること。

9 定期監査の実施

個人情報の管理の状況について、定期的に、及び必要に応じ、随時に点検、内部監査及び外部監査を実施すること。

10 個人情報取扱状況報告書の提出

本市の求めに応じ、又は当該業務契約に基づき、各月の期間ごとの役務完了の書面提出時において、本市が指定する様式にて個人情報取扱状況報告書を提出すること。

11 情報セキュリティマネジメントシステム（以下「ISMS」という。）又はプライバシーマーク等の規格認証

ISMS（国際標準規格 ISO/IEC27001:2013、日本工業規格 JISQ27001:2014）、プライバシーマーク（日本工業規格 JISQ15001:2006）等の規格認証を受けていること。